

## 神戸市学校給食委員会実施要綱

令和元年 8 月 1 日  
教育長 決 定

(趣旨)

第 1 条 神戸市立学校における学校給食の円滑な運営並びに食育の推進を図るため、学校給食に関する課題及び食育について専門的な見地及び保護者、学校関係者等から幅広く意見を求めることを目的として、「神戸市学校給食委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

(内容)

第 2 条 委員会において、次の各号に掲げる案件について意見を求めるものとする。

- (1) 学校給食の現状と課題に関する事
- (2) 学校給食費に関する事
- (3) 食育推進のための施策に関する事
- (4) その他学校給食に関する事

(委員)

第 3 条 委員会に参加する委員は次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 前 3 号に掲げる者の他ほか、教育長が特に必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、学識経験者については任期を 3 年、その他の委員については 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の指名等)

第 5 条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は、会の進行をつかさどる。
- 3 教育長は委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の出席)

第 6 条 教育長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第 7 条 委員会には、必要に応じて小学校・特別支援学校給食部会、中学校給食部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会長、部会委員会は委員会委員のうちから、教育長が指名する。
- 3 部会長は、会の進行をつかさどる。

4 教育長は部会長に事故があるとき,又は部会長が欠けた時は,前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第8条 委員会は,これを公開とする。ただし,次のいずれかに該当する場合で教育長が公開しないと決めたときは,この限りでない。

(1)神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29号)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2)委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については,神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか,委員会の開催に必要な事項は教育委員会事務局学校支援部長がこれを定める。

附 則 (令和元年8月1日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は,令和元年8月1日から施行する。

(小学校給食・食育推進委員会開催要綱及び神戸市中学校給食運営会議開催要綱の廃止)

2 小学校給食・食育推進委員会開催要綱(平成31年4月1日教育長決定)及び神戸市中学校給食運営会議開催要綱(平成31年3月1日教育長決定)は,廃止する。